

レンタサイクル(タンデム自転車)保険について

★普通傷害保険（特定自転車搭乗中の傷害危険補償特約）

<保険の内容>

日本国内において、保険証券添付の明細書に記載された自転車に搭乗中の方が、急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に被った死亡・後遺障害・入院・通院に対して保険金をお支払いします。

<お支払いする主な保険金>※レンタサイクル搭乗中のみです。

- ◎死亡保険金 事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
- ◎後遺障害保険金 事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合（程度により100%～4%）
- ◎入院日額保険金 事故によるケガのため、平常の業務または生活ができなくなり、入院された場合（事故発生日からその日を含めて180日以内の入院で、かつ、180日限度）
- ◎通院日額保険金 事故によるケガのため、平常の業務または生活に支障が生じ、通院された場合（事故発生日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ、90日限度）

<保険金をお支払いできない主なもの>

- ◎故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- ◎道路上以外で自転車による競技、興行（練習を含みます）をしている間に被った傷害
- ◎頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

<その他留意点>

- ◎台数方式のため、2名以上定員の際は各保険金額を定員数で割った金額のお支払いとなります。

★生産物賠償責任保険

<保険の内容>

日本国内で自転車メンテナンスの不備、欠陥によって生じた偶然な事故により、第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

<お支払いする主な保険金>

- ◎貸出した自転車の不備、欠陥により生じた事故により法律上の損害賠償責任を被った場合

<保険金をお支払いできない主なもの>

- ◎契約者、被保険者の故意による事故
- ◎地震、噴火、洪水、津波など天災や戦争、変乱、暴動などによって生じた事故
- ◎損害賠償について第三者との間に特別な約定があるために加重された損害